近ブロ・九ブロで交流

共闘会議

部落解放共闘近畿・九州ブロック第31回交流会が9月2日・3日、ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイでひらかれ、和歌山から6人が参加し、近畿・九州各府県共闘、中央共闘含めて123人が参加した。九州ブロックの佐藤寛人・議長（大分）、近畿ブロックの川原芳和・議長（兵庫）がそれぞれあいさつし、中央共闘の則松佳子・事務局長、中央本部の坂本三郎・副委員長から来賓あいさつ、熊本県民会議の上田淳・議長から地元あいさつをうけた。

法制定の経過を説明する福島隆志・常任執行委員

九州ブロックの西村芳樹・事務局長から基調提案をうけ、各ブロックの活動報告では、近畿ブロックを代表して、県共闘会議から「推進法」のとりくみについて福島隆志・常任執行委員が、法制定までの経過や今後の課題について報告した。

地元報告として、松永末廣・熊本県連委員長から「熊本地震をみんなで乗り越えて」と題して、全国の仲間からの支援への感謝と地震発生時の状況、最近活動ができていなかった熊本市内の支部も地震をきっかけに再結成し活動をはじめたこと、いまだ仮設住宅に住んでいる人も多く、ムラの高齢化を考えると復興住宅等の建設が課題であることなどについて報告された。また「熊本地震から見えてきた課題について」熊本学園大学の花田昌宜・教授から、指定避難所ではなかった大学に発震直後に避難所を開設し、地域の人びと750人、そのうち障害者を約60人を受け入れ、24時間の支援体制をしいたインクルーシブな支援の経験と教訓、将来への課題について提起された。夜の夕食・懇親会では、副議長である小林県共闘議長が近畿ブロックのあいさつをおこない、和やかに懇談・交流して1日目を終えた。

◆すさまじい差別と偏見

2日目は、国立療養所「菊池恵楓園」と、被災地視察「益城町馬水地区」の2班にわかれてフィールドワークをおこなった。恵楓園では、納骨堂に献花・見学したあと、入所者のあべともこさんに話をうかがった。あべさんは、61年前に16歳で入所し、現在77歳。入所した時に「死んだら解剖していいですか」「名簿に登録する名前は本名ですか、偽名にしますか」と問われたという。差別と偏見が凄まじく、偽名にしなければその家族が迫害にあったこと、ある家族は一家心中し、またある家族は結婚して子供ができたが産んだ後に実家に帰され自殺したことなどもあった。また、自身も墓に入る覚悟で入所し、自身が入所したことで兄の就職がダメになったことも話された。

当時の施設は2mの高い壁に囲まれ、差別されて当然、捨て去られて当然という状況であったことなど、苛烈な差別と迫害のなか、人権が保障されない理不尽な生活を長年送らされてきた怒りや無念さの一端を感じ取ることができた。

◆復興をめざし、まちづくり協議会発足

被災地視察では、昨年4月14日（前震）と16日（本震）、震度7を2度にわたって記録する益城町馬水地区は、バスで移動するにつれ、被害に遭った家屋や店舗が解体され、中心部では空き地がめだっていた。教育委員会の案内で地表地震断層を視察、研修会場で昨年12月に益城町復興計画を策定し、復旧・復興に向けて3箇所の地表断層を地震の規模やその痕跡を後世に引き継ぎ、防災教育や減災教育に活用するため町文化財として指定。まちづくり協議会立ち上げを推進していくと講演があった。宮守剛・馬水支部青年部長が、当時の避難者の全容と震災にあった支部からのアドバイスや自分が地域をよく知っていたから素早く行動できたと話した。

おわりに、支部長から研修会参加のお礼と全国からの支援やボランティアに感謝の言葉があった。研修会場をあとにし、仮説住宅（テクノパーク）をバス車内より視察、イオン店舗、バス停があるなどひとつのまちになっているが、今もなお避難生活を余儀なくされている厳しい現状や課題があった。

主張　実態にそくした行政施策を展開させよう

11月13日に和歌山県民文化会館で部落解放・人権行政確立要求2017年度対和歌山県交渉を開催した。全体集会のあと4つの会場に分かれて各部局交渉が展開された。全体交渉では7つの項目にたいして基本要求を提示し、各部局では全体で400項目にわたる各支部からの個別要求がだされている。とくに県内で発生している差別事象の関係や台風による風水害による現状が報告され、6年前に発生した水害にたいする課題や問題点が克服されていない状況があることが明らかにされてきた。

私たちは「同和対策審議会」答申（1965年）をうけて4年後に制定された「同和対策事業特別措置法」（1969年）制定以後、33年間、劣悪な差別の実態をはじめ生活環境の改善を求めてきた。

しかしながら、巨額の資金を投入してきた住環境の整備事業も場当たり的で、部落差別によって追いやられてきた劣悪な立地条件の克服までには到達していないことが明らかにされた。各支部では7月から10月にかけ対市町村交渉・振興局の交渉が展開されてきた。その集大成が今回の交渉である。そして、昨年12月に制定された「部落差別解消推進法」制定以後はじめて開催される対県交渉であり、部落差別をなくしていくための法的根拠を得たなかでの交渉であった。各地域・各支部で交渉して得られた成果を地域で再度検証し、部落差別をなくしていくために継続したとりくみを推しすすめていこう。

また、各分科会で差別事件についての報告がなされた。「部落差別解消推進法」が制定されて、1年が経過しようとしている。しかし差別事件が県内各地で発生し、とりくみがなされている。厳しい差別の実態や悪質な差別事件が多発し、その結果「解消法」が生まれてきた。今度は差別をなくしていくためのシステムを変えていかなければならない。従来からの「人権一般」から部落差別をはじめ一切の差別撤廃に向けた行政施策、所管、窓口、そして県民の意識を変革して「解消法」にうたわれている「部落差別は現存する社会悪」として県条例の改正・新設を求めていく必要がある。

ブロック別教宣会議で課題が浮き彫りに

全国ブロック別教宣部長・機関紙担当者会議が8月31日、大阪HRCビルでひらかれ、近畿ブロックの6都府県連が参加した。

はじめに、主催者を代表して赤井隆史・教宣広報部長から「部落差別解消推進法が施行され、法なき時代に光がみえた。一方、20万人を超える組織が5万にとなった。『解放新聞中央版』も年々購読数が減少している。さまざまな意見を出し合い、建設的な意見をお願いしたいとあいさつした。

つぎに、各支局から事前におこなわれたアンケートの結果と支局の現状が報告された。とくに、同盟員の減少、市町村合併、高齢による経済的理由からなどの意見がおおく、学習会や研修会で新聞を販売するなど、販売強化策を講じるが、購読数はなかなか伸びない。また、企業者には購読を必須にしている都府県連が多いが、一人で何社も会社を経営している支部員については、申告数の新聞を購読してもらう企業もあるという意見がだされた。

また、連帯分担金制度を導入し、新聞代をもらわないところもあり、多くの課題が浮き彫りとなった。新聞社から、地元の実践をどれだけ紹介できるか、中央版の課題。地元からの行事や記事の提供などが呼びかけられ、最後に「高齢化のために同盟員を脱退することは本末転倒。教育、宣伝、同盟員を組織することが鉄則。4大紙含め、注視していきたいと赤井教宣広報部長からあいさつがあった。

文化の窓

「超訳　ニーチェの言葉」

著者：フリードリイ・ニーチェ、訳：白取春彦
発行：㈱ディスカヴァー・トゥエンティワン
発行日：2010年1月15日　ISBN：978-4-88759-786-0

フリードリヒ・ニーチェは、カントやデカルトと並ぶ哲学者であったが、ニーチェは難解で抽象的なことがらを思索して理論を説かず、情熱的かつ大胆な発想で文章をつづった。ニーチェはいう。

「事実がみえていない」

多くの人は、その物にまつわる思いや執着、こだわりへの自分の感情や勝手な想像をみているらしい。

「その物」を「差別」といいかえると、差別者の感情がよくわかる。意図も簡単に。

◆お問い合わせは県連・教宣部まで
TEL 073－473－2301